

■そもそも協議会（=審議会）とは？

石狩市では、市民の声を活かす条例（正式名称は「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」）が定められています。これは、皆さんの意見をまちづくりに活かすため、市役所が守るルールを定めたものです。

市役所は、市が取り組もうとするさまざまな行政活動について、このルールにのっとり、事前に皆さんに情報をお届けし、問いかけます。

⇒この問いかける手法の一つとして、設置されているのが「審議会（協議会）」です。市民等から選ばれた代表が、特定のテーマで話し合います。

□石狩市の審議会の一例…「石狩市地域公共交通活性化協議会」「石狩市環境審議会」
「石狩市社会福祉審議会」「石狩市都市計画審議会」などなど

■では、地域協議会とは？

- ▶平成17年10月の市町村合併により誕生した「浜益地域協議会」の後継となる協議会。
- ▶浜益地区に関して、市の施策の審議や住民の意思を反映した特色ある地域づくりの検討などを行う審議会です。

■与えられた権限は

※下記の項目について、市から意見を求められたり、協議会が必要と認めるものについて審議し、市長その他市役所に意見を述べ、または要望することができます。

- ▶浜益地区にかかわる施策や、事業に関すること
- ▶市役所が行う、浜益地区にかかわる事務に関すること
- ▶浜益地区の住民の皆さんとの連携強化にかかわること
- ▶その他市長が必要と認めること

■4月からの「第1期浜益地域協議会」では

- ・今後のまちづくりについて
 - ・地域自治区振興事業について
 - ・地域おこし協力隊、集落支援員について
 - ・委員や地域の皆さんからのご意見等について
 - ・その他市からご報告する様々なこと
- ほか について話し合いを進めてきています。

■今後は

現在の「第1期浜益地域協議会」の任期は、令和10年3月31日までです。

会議の回数は今年度は4回ほどを予定しておりますが、必要に応じて、2回ほど増やすことも可能です。

■報酬等について

※条例に基づき、会長においては1回あたり6,900円、委員においては6,100円をその都度お支払いします。ご自宅まで2キロ以上の方は、車代として往復400円を併せてお支払いします。

**何か、疑問に思ったところ、これはどうなの? と思ったことは、いつでも事務局までお問合せください。
よろしくお願ひします。**